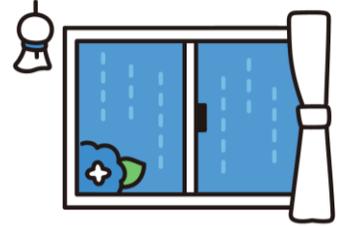




男女共同参画について考える



6月23日～29日は「男女参画共同週間」です

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画社会基本法が平成11年6月23日に施行されました。この法律の目的や理念の理解を深めるために、基本法が施行された6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と決めました。この間、男女共同参画社会の形成の促進を図る、さまざまな行事が全国的に実施されています。

今の社会では、以前に比べ、育児休暇を取ったり、子どもをつれて買い物をしたり、食事の準備をしている男性の姿がよく見られるようになってきました。また、自分の力を発揮できる職場で、いきいきと活躍している女性が増えてきたように感じます。この機会に、男女共同参画社会について考えてみませんか。

6月人権カレンダー

6月 男女雇用機会均等月間

1日 人権擁護委員の日

22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日

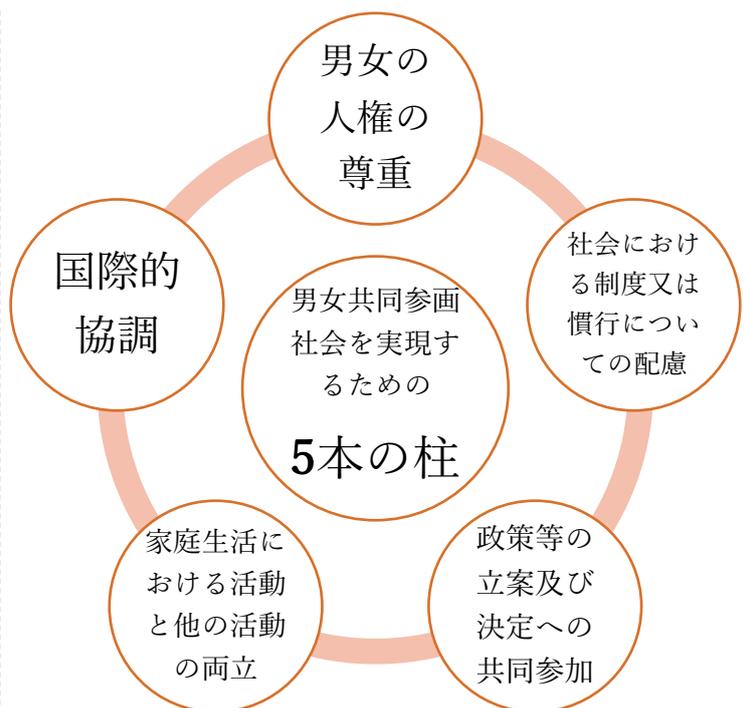
※前後1週間を「ハンセン病を正しく理解する週間」としている

23日～29日 男女共同参画週間

鳥取市の人権問題に関する取組

男女共同参画に関する人権問題

- 男女共同参画社会の推進を図る教育・啓発に取り組むとともに、市民の自発的な活動を支援します。
- 地域や職場における女性の活動を推進するよう、ワーク・ライフ・バランスの取組や政策決定への女性の参画を進めます。
- 女性の視点を取り入れた避難所運営など、防災の取組を進めます。



参照：内閣府男女共同参画局 HP

今月の一言

イーブン イフ ワンハンドレッド スペシャリスツ セイ トゥー ユー ザット ゼア アー タレントレス
Even if 100 specialists say to you that they're talentless,
 ゼアー イズ ア ポッシビリティー ザット オール スペシャリスツ メイド ア ミステイク
there is a possibility that all specialists made a mistake

(たとえ 100 人の専門家が、「あなたには才能がない」と言ったとしても、
 その人たち全員が間違っているかもしれないじゃない。)

マリリン・モンロー (女優)

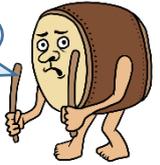


スイーツ教室

5月8日にスイーツ教室を開催しました。
 今回はいちご大福と黒糖饅頭を作りました
 みなさんがそれぞれ作業を分担し協力しながら、
 「レシピ教えて〜」「難しいね」と会話をしながら作りました。
 和気あいあいとした雰囲気でおいしいお菓子が出来あがりました。
 次回の教室は7月10日に開催されます。
 みなさんの参加をお待ちしています。



ふれあい健康教室



4月の16日にふれあい健康教室を開催しました。
 今回は体を動かす簡単なゲームをしました。
 始める前はみなさん恥ずかしがっておられましたが、いざゲームが始まると楽しそうに参加されていました。
 毎月第2火曜日に開催しています。
 みなさんの参加をお待ちしています。

6月カウンセラー・弁護士相談

相談無料・秘密厳守

◇カウンセラー相談

日時 11日、25日(火)
 15:00~17:00
 定員 2名(先着順1名60分)

◇弁護士相談

日時 20日(木) 18:30~20:30
 定員 3名(先着順1名30分)

※カウンセラー・弁護士相談は予約が必要です



申し込み先 中央人権福祉センター 鳥取市幸町 151 人権交流プラザ (電話: 0857-24-8241)



行事予定



事業名	日程	時間	場所
ふれあい健康教室	6月11日(火)	10時~11時30分	佐治人権福祉センター
運営委員会	6月19日(水)	14時~15時30分	
希来里食堂	6月23日(日)	10時~14時	
手話教室	6月26日(水)	13時30分~15時	
ソーイング教室	毎週木曜日	10時~15時	
太鼓教室	毎週土曜日	19時30分~21時	